

給水装置工事施行基準新旧比較表

改正案

表 2.5.1 量水器使用適正範囲 (φ40mm以下)

形式	接線流羽根車式	適正範囲 (φ)							
		13	20	25	30	40			
流量	m ³ /h	0.040	0.064	0.101	0.160	3.13	5	7.88	12.5
	ℓ/s	0.011	0.017	0.028	0.044	0.87	1.4	2.19	3.47

表 2.5.2 量水器使用適正範囲 (φ40mm以上)

形式	電池電磁式	適正範囲 (φ)									
		50	75	100	150	200	250	300	350		
流量	たて形軸流羽根車式	適正範囲 (φ)									
		40	50	75	100						
流量	m ³ /h	0.256	0.64	1.0	4	10	50	125	500	1,250	
	ℓ/s	0.07	0.18	0.28	1.11	2.78	13.89	34.72	138.89	347.22	
		0.40	1.008	1.6	6.3	20	78.75	200	787.55		
		0.11	0.28	0.44	1.75	5.56	21.87	55.56	218.76		

- (1) φ40mm以下量水器
 - ア 一般家庭の場合

所要水量は、設置される給水用具数に基づき、表 2.4.2 から同時に使用する給水用具数を求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定した各給水用具の用途別使用水量を表 2.4.1 から求め、合算して決定する。

なお、同時に使用する給水栓の設定にあたっては、使用頻度の高いもの(台所、洗濯等)を含める。

水栓トイレにフラッシュバルブを使用する際は、口径 25mm以上(配水管取付口径φ25mm以上)の量水器を設置する。
 - イ 一般家庭以外の場合

給水装置の規模及び使用水量が一般家庭と同程度のものを除き、時間最大使用水量等を算出した後、表 2.5.1 により選定する。
- (2) φ40mm以上量水器
 - 時間最大給水量等を算出した後、表 2.5.2 により選定する。

現行

表 2.5.1 量水器使用適正範囲 (φ40mm以下)

形式	接線流羽車式	適正範囲 (φ)									
		13	20	25	30	40					
流量	m ³ /h	0.1	0.23	0.7	1.5	2.5	3.0	4.0	6.0		
	ℓ/s	0.03	0.11	0.19	0.42	0.83	1.11	1.67			
		0.2	0.4	0.5	1.0	2.0	3.4	5.0	7.5		
		0.06	0.14	0.28	0.56	0.94	1.39	2.08			

表 2.5.2 量水器使用適正範囲 (φ50mm以上)

形式	接線流羽車式	適正範囲 (φ)									
		150	200	250	300	350					
流量	たて形軸流羽車式	適正範囲 (φ)									
		50	75	100							
流量	m ³ /h	1.25	4.0	25.0	42.5	55.0	80.0	180.0	425.0	650.0	
	ℓ/s	0.35	1.11	6.94	11.81	15.28	22.22	50.00	118.06		
		2.5	18.0	30.0	50.0	65.0	100.0	300.0	550.0		
		0.70	5.00	8.33	13.89	18.06	27.78	83.33	152.78		

- (1) 小口径 (φ40mm以下) 量水器
 - ア 一般家庭の場合

所要水量は、設置される給水用具数に基づき、表 2.4.2 から同時に使用する給水用具数を求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定した各給水用具の用途別使用水量を表 2.4.1 から求め、合算して決定する。

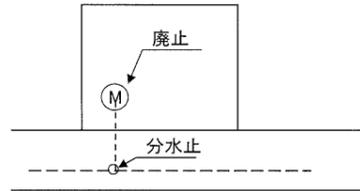
なお、同時に使用する給水栓の設定にあたっては、使用頻度の高いもの(台所、洗濯等)を含める。

水洗トイレにフラッシュバルブを使用する際は、口径 25mm以上(配水管取付口径φ25mm以上)の量水器を設置する。
 - イ 一般家庭以外の場合

給水装置の規模及び使用水量が一般家庭と同程度のものを除き、時間最大使用水量等を算出した後、表 2.5.1 により選定する。
- (2) 大口径 (φ50mm以上) 量水器
 - 時間最大給水量等を算出した後、表 2.5.2 により選定する。

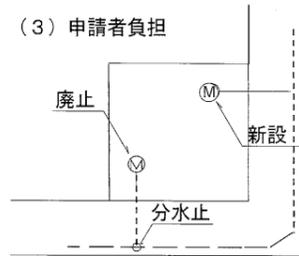
分水止工事の費用負担区分（図一六）

（1）企業団負担



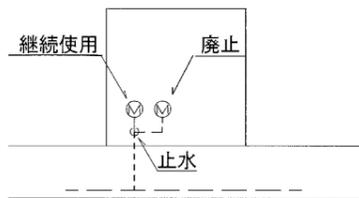
配水管から分岐した給水装置の廃止
（廃止届が提出され水栓マスターの廃止の伴うもの）

（3）申請者負担



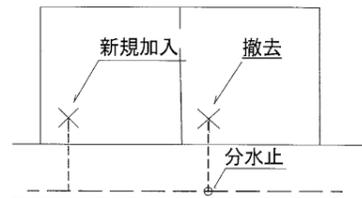
取出変更を伴う既設給水装置
（同一宅地内での位置及び口径の変更）
※地番が異なる場合においても同一宅地内
である場合は対象とする。

（2）申請者負担



宅地内で分岐している給水装置の廃止
（廃止届の提出の有無に係らず）

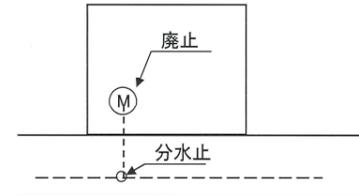
（その他）申請者負担



開発時宅割りを変更し1宅地として新規に加入する場合

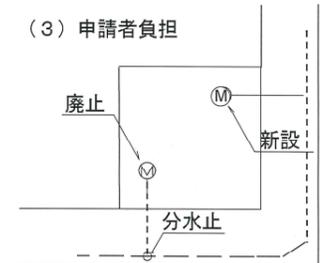
分水止工事の費用負担区分（図一六）

（1）企業団負担



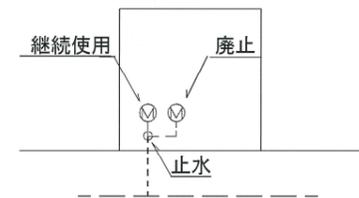
配水管から分岐した給水装置の廃止
（廃止届が提出され水栓マスターの廃止の伴うもの）

（3）申請者負担



取出変更を伴う既設給水装置
（同一宅地内での位置及び口径の変更）

（2）申請者負担



宅地内で分岐している給水装置の廃止
（廃止届の提出の有無に係らず）

（その他）申請者負担



開発時宅割りを変更し1宅地として新規に加入する場合